

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成24年10月12日付け大住吉総第140号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 24 年 9 月 7 日付け大住吉総第 102 号により行った公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 24 年 8 月 24 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「住吉区の新区長に対し、『区政に関する調査及び区政方針の作成に関する業務を行う非常勤嘱託職員に関する要綱』（以下「要綱」という。）第 2 条（業務）が求める全成果物」を求める旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「区長就任のごあいさつ（住吉区のホームページに掲載されたものを用紙に出力したもの）」及び「広報すみよし 2012 年（平成 24 年）8 月号」（以下これらを総称して「本件文書」という。）を特定して、条例第 10 条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 24 年 9 月 13 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関が特定した公文書のひとつは、「広報すみよし 2012 年（平成 24 年）8 月号」で、就任のあいさつがほぼ同一内容で載っており、「広報すみよし 2012 年（平

成 24 年) 9 月号」の「区長レター」でも、区長は前月号にあった「和」・「つながり」・「絆」しか発信していない。

- 2 しかし、区長の就任時の記者会見では、「行政窓口サービスの改善に力を入れる」と発言したと新聞に掲載されており、さらに、別の新聞記事でもそれ以上の抱負を述べている。
- 3 これらが本件の成果物ではないのか。それを区広報紙で区民に知らせるのが、この要綱が求める業務ではないのか。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 異議申立人は、本件文書の内容について、要綱第2条が求める成果物及び業務は、住吉区長が新聞記事で述べている「行政窓口サービスの改善に力を入れる」という内容であり、その新聞記事の内容を広報することが、要綱が求める業務である旨主張している。
- 2 しかしながら、実施機関は請求日時点で、本件請求に係る公文書を本件文書と特定した上で、本件決定を行ったものであり、新聞記事は公文書には該当しない。
- 3 なお、実施機関では、本件請求について、本件文書がホームページ等に掲載されている文書であったことから、平成24年8月31日付けで異議申立人に情報提供が可能である旨の書面を送付し、異議申立人に情報提供の対応で可能かどうかの事前確認を行ったが、異議申立人より情報提供には応じない旨、口頭で返答があったため、本件決定を行った。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

異議申立人が、成果物を求める根拠として示している要綱第2条には、「当該非常勤嘱託職員は区政に関する調査及び区政方針の作成に関する業務を行う」と記載されている。なお、当該非常勤嘱託職員は公募区長として任用予定の者のうちから委嘱することとなっている。

住吉区の区長を含む大阪市の公募区長は、就任時期が遅れた一部の区長を除き、平成24年8月1日付けで任期付職員として採用されているが、本市職員以外の公募区長

については一部の区長を除き、前区長との引き継ぎや区長就任に向けた準備等を行うため、平成24年7月1日付けで非常勤嘱託職員として委嘱されている。

実施機関は、本件請求について本件文書を特定したうえで本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、新聞に掲載されている内容が本件の成果物であるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書以外に特定すべき公文書の存否である。

3 本件文書以外に特定すべき公文書の存否について

- (1) 実施機関は、本件請求の対象文書として、本件文書を特定している。
- (2) これに対して異議申立人は、新聞に掲載されている内容が本件の成果物である旨を主張している。
- (3) そこで念のため、本件文書以外に、「窓口サービスの改善に力を入れる」ことに関する成果物、または、それ以外の内容に関する成果物の有無について、当審査会から実施機関に確認したところ、本件文書以外の成果物はないとのことであった。
- (4) 住吉区長が非常勤嘱託職員として委嘱されていた期間は平成24年7月1日から7月31日までであり、第2の1に記載のとおり、本件請求は平成24年8月24日になされていることから、本件請求にかかる成果物は、平成24年7月1日から8月24日までの2か月足らずの間に作成されたものに限られることを踏まえると、本件請求に対する実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上英昭、委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 西村枝美

(参考) 答申に至る経過

平成24年度諮問受理第93号

年 月 日	経 過
平成24年10月12日	諮問
平成25年3月4日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成25年8月7日	審議（論点整理）
平成25年10月1日	審議（答申案）
平成25年10月11日	審議（答申案）
平成25年10月28日	答申